

平成27年兵庫県立大学工学研究科規程第1号

兵庫県立大学姫路工学キャンパス図書委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学工学研究科教授会規程(平成25年兵庫県立大学工学研究科規程第2号)第8条第2項の規定に基づき、姫路工学キャンパス図書委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 姫路工学学術情報館(以下「学術情報館」という。)の運営に関する事
- (2) 図書及びその他の資料の収集に関する事
- (3) 学術情報館設備の改善等に関する事
- (4) 研究報告及び研究一覧の編集に関する事
- (5) その他委員会が必要とする事

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 姫路工学学術情報館長(以下「館長」という。)
- (2) 工学研究科の各専攻から1名ずつ選出された専任教員6名
- (3) 物質理学研究科又は生命理学研究科(いずれも姫路工学キャンパス)から選出された専任教員1名

(任期)

第4条 前条第2号及び第3号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、館長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 第3条第2号及び第3号に掲げる委員に支障があるときは、各号に掲げる組織に所属する専任教員が委任を受けて、出席することができる。
- 5 委員長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(編集委員会)

第7条 委員会は、必要に応じて、研究報告及び研究一覧の企画、編集等のため、編集委員会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、姫路工学キャンパス学術情報担当課で行う。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、工学研究科教授会の意見を聴いた上で工学研究科長が行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月18日一部改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。